

貴重資料・郷土資料等展示貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、福岡県立図書館の所蔵資料及び委託資料の保存状態を維持し、将来にわたって活用できるよう、現状からの劣化・汚破損を最小限にとどめることを目的に、展示等の利用目的による外部機関への館外貸出条件を定めるものである。

(条件)

第2条 次の各号の条件をもれなく備えた出品依頼に対してのみ、貴重資料・郷土資料等の貸出を許可するものとする。

1 主催者

国公立の美術館・博物館、新聞社等によって企画・運営される展覧会等の主催者からの文書による申込みであること。

2 展示会場

美術館・博物館又はそれに類する施設であること。

3 展覧会の内容

出品依頼資料が、その展覧会にとって必要不可欠のものであると判断されること。

4 資料の状態

資料の現状が、輸送、展示に十分耐えられるものであること。

5 展示・公開の条件

① 貴重資料等の展示・公開の回数は、年2回以内、日数は延べ60日以内であること。

ただし、退色や材質の劣化を生じる恐れがある資料については、展示・公開の回数及び日数について制限することがあること。

② 展示ケース、温湿度、照度その他の環境や保管管理については、十分な配慮を図ること。

6 輸送・保険

① 主催者は、梱包・輸送については、日本博物館協議会認定の「美術梱包輸送技能取得士1級」の資格を持つ職員を有する輸送会社を使用し、実行に当たっては、「美術梱包輸送技能取得士2級」以上の資格者又は主催者に所属する学芸員の立ち会いのもと、資料の状態に合わせて適切に対処すること。

② 借用、開梱、返却の際には、資料の状態の点検・記録を行い、その状況を当館へ報告すること。

③ 主催者の責任において、展示及び輸送期間中は、相当額の保険が措置されていること。

7 貸出後の協議

主催者は、展覧会の事前、期間中、事後のいずれにおいても、貸出に関する当館の申し出に対して、誠実に協議に応じること。

(その他)

第3条 前条の規定にかかわらず、館長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではな

い。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から適用する。